

安心して子育てができる町に



問

保育・学童保育・子育て支援施策の充実

実は、共働き家庭のみならず、地域全体から望まれているが、国は保育所の入所を、「直接契約方式」にし、保育料も「サービス」に応じて保育所に直接支払うなど、福祉事業からサービス事業に後退させようとしている。

- ①国に対して制度改悪の中止を求めること。
- ②認可保育所の入所状況と待機者の解消を。
- ③保護者と保育士とのコミュニケーションの充実を。
- ④臨時職員の比率と適正配置。
- ⑤研修の充実を。また学童保育についても
- ⑥国は「放課後子どもプラン」を進め、学童保育と、放課後子ども教室を一体化しようとしているが、学童保育機能の弱体化につながる心配があり、見解と対応は。

⑦学童保育所の現在の入所状況について。

- ⑧札内地区の定員オーバー解消のため増築、分室計画を。
- ⑨豊かな遊びや活動に取り組めるよう、保育内容の改善と研修の充実。
- ⑩保育時間の延長を。

町長

①国は保育制度

- を抜本的に改正しようとしており、国等の動向を注視しながら、町として検討を進めたい。
- ②町内5カ所の認可保育所のうち、定員510人に対し、本年11月1日現在で443人となっている。待機者数は、11月1日現在で、0歳児が3人、1歳児が6人の9人となっております。保育士の確保を図りながら、できるだけ多くの児童を受け入れる体制作りを努めたい。
- ③児童の送迎時に、保護者とコミュニケーションを図

り、お便り帳やクラスごとの掲示板を活用している。今後も、より一層の保護者とのコミュニケーションを確立したい。

④認可保育所では、56.6%が臨時職員である。平成29年までに、正職員15人が定年退職となることから、適正な正職員の配置について、検討を進めたい。

⑤例年3回、認可保育所の臨時職員や、へき地保育所の臨時職員も含めた、保育士研修会の実施や、関係機関が主催する研修会への参加など、今後も、積極的に研修を行いたい。

学童保育所の指導員についても、積極的に各種研修会に参加するよう努めたい。

⑥放課後子ども教室と学童保育所は、設置目的が大きく異なる。今後も、現行の学童保育所の適切な運営に

努める。

⑦4月1日現在の入所状況は、はぐるま学童保育所が28人、あすなる学童保育所が56人、やまびこ学童保育所が61人、つくし学童保育所が75人、ちゅうるい学童保育所が18人となっている。

⑧全施設とも、放課後児童クラブガイドラインに基づき施設・設備の基準はクリアしているが、今後も入所児童の増加が見込まれ、増築や併設するコミセンの活用等も含め検討したい。

⑨学童保育所指導運営内容により、指導目標や保育内容を定め、指導員が創意工夫をしながら保育を実施している。指導員会議では、情報交換を行うなど、各種研修に努める。

⑩保護者のニーズを把握し、指導員の配置体制を含め検討したい。

弁護士相談の開設を

問

煩雑化する社会生活のなかで、住民の

悩みが絶えず、法律の専門家によるアドバイスが必要とする例が増えている。2006年6月に総合法律支援法が制定され、「法テラス」が各地で開設されて

いるが、道内は4カ所のみで、十勝には設置されていない。町民の身近な相談の場として、弁護士相談日を設けるべきである。

町長

法テラスは新しい組織であり、各市町村の窓口にはパンフレットを備え付けているが、さらに周知

すること、より住民に身近な相談の場になっていくと考えている。

他の相談の場として、毎月開催している町の特設人権相談や行政相談、さらには毎年開催している帯広調停協会の主催による弁護士の無料法律相談など、相談する機会も相当数あり、本町独自で弁護士による相談日を設けるのではなく、これら相談の場を有効的に活用することが望ましいと考えており、ご理解をいただきたい。

